

照明 LED 化推進事業募集要項

平成 29 年 5 月

(長野県環境部環境エネルギー課)

目 次

1	業務の概要	1
(1)	業務名	1
(2)	業務の目的	1
(3)	業務の内容	1
(4)	仕様書	1
(5)	企画提案を求める具体的内容項目	1
(6)	業務実施場所	2
(7)	履行期間又は履行期限	2
(8)	費用の上限額	3
2	応募資格要件	3
(1)	応募者	3
(2)	応募者の役割等	4
(3)	応募者の資格	4
(4)	応募者の制限	5
(5)	応募に関する留意事項	5
3	事業者選定の流れ	6
(1)	応募者	6
(2)	応募資格要件の確認及び提案要請	6
(3)	最優秀及び優秀提案の選定	6
(4)	調査、設計、実施計画策定業務委託	6
(5)	事業者の選定	6
(6)	事務局	6
4	提案募集の手続き	7
(1)	募集要項の配付	7
(2)	募集要項に対する質問	7
(3)	説明会の開催	7
(4)	現場ウォークスルー調査	7
(5)	参加表明書及び資格確認書類の提出	8
(6)	資格確認結果及び提案要請書の通知	8
(7)	提案書の提出	8
(8)	参加を辞退する場合	9
5	提示条件	9
(1)	提案の前提条件	9
(2)	事業の遂行	9

(3) 事業資金計画等	10
(4) ベースラインの設定	10
(5) 設計・施工に関する事項	10
6 審査及び審査結果の通知	10
(1) 審査	10
(2) 審査結果の通知及び公表	10
(3) 失格	10
7 契約に関する事項	11
(1) 調査設計業務	11
(2) 照明器具のリース業務	11
8 調査設計業務に関する事項	11
(1) 維持管理	11
(2) 効果・検証	11
(3) 事業計画書	11
9 照明器具リース業務に関する事項	12
(1) リース料の支払いについて	12
(2) リース開始前の維持管理について	13
(3) 効果・検証結果の報告	13
(4) 保険について	13
10 事業の実施に関する事項	13
(1) 誠実な業務遂行義務	13
(2) 本県と事業者との責任分担	13
11 参加表明時提出書類・作成要領	14
(1) 参加表明時の提出書類	14
(2) 作成要領	15
12 提案提出書類・作成要領	16
(1) 提案時の提出書類	16
(2) 作成要領	16
(3) 提案総括表	16
(4) 技術提案書	17
(5) 事業資金計画書	17
(6) 維持管理等提案書	17

13	配付資料	18
	(1) 配付資料内容	18
	(2) 配付要領	18
	(3) 配付期間	18
14	その他	18

1 業務の概要

(1) 業務名 照明 LED 化推進事業

(2) 業務の目的

パリ協定の発効を踏まえ、経済的な優位性も考慮した施設の効率的な省エネを県が第5次長野県職員率先実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定による実行計画）の規定に基づき推進することにより、県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減と電気料の削減を同時に実現するとともに、省エネ効果を発信することで県内の省エネ活動を加速化させる。

第1期として長野県警察所管施設の照明のLED化を行う。

本事業は、照明器具の調達はリース方式を採用することにより交換工事に係る費用を平準化する。

本プロポーザル（公募型）の目的は、調査・計画・工事・賃貸・維持管理・効果検証について一括して提案を受け、本県にとって少ない費用で最も省エネルギー効果を発揮し、効果を検証する提案を選定するものである。

なお、調査設計業務終了後に引き続き実施する交換工事、照明器具の賃貸業務、維持管理業務及び効果検証業務（以下「照明器具のリース業務という。」）については、予算が成立した場合に限り、事業者と本県が事業契約を行うこととし、予算が成立しなかった場合は事業化されない「停止条件付公募」とする。

(3) 業務の内容

次の2つの業務とし、それぞれ業務ごとに契約を締結する。

ア 調査設計業務

リース期間中に、LEDに交換することにより削減できる電気料がリース業務に要する費用を上回る場合、これに該当する照明器具はすべて交換することとし、1円当たりの省エネルギー効果及び経費節減効果を最大化するLED交換計画等の策定を行う。

イ 照明器具のリース業務

策定した計画に基づき、照明を交換し、照明器具の賃貸、維持管理及び効果検証を行う。

(4) 仕様書

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容項目

ア 調査設計業務

- (ア) 既存照明器具の現状調査及びデータベースの作成
- (イ) 現状調査に基づく交換工事計画の策定及び交換工事仕様書策定業務
- (ウ) 維持管理手法の検討及び維持管理仕様書の策定業務
- (エ) 効果検証方法の検討及び効果検証仕様書の策定業務
- (オ) (ア)～(エ)を踏まえた事業計画書の策定業務

イ 照明器具のリース業務

- (ア) 既存照明器具の取り外し及びLED照明器具の設置
- (イ) 工事に関する諸手続き
- (ウ) 契約期間内における本設備を用いたサービス提供業務

(エ) 契約期間内における本設備の維持管理業務

(オ) 契約期間内における本設備の効果検証業務

(故障など不点灯時の対応、照度の低下への対応、電気消費量の測定方法)

(カ) 契約期間終了後における本設備の所有権移転に関する業務

(6) 業務実施場所

長野県内の警察署、交番等（別添「業務実施場所一覧表」のとおり）

なお、駐在所については現状の調査を行い、省エネ効果が認められる場合は LED 交換計画に含めるものとする。

(7) 履行期間又は履行期限

ア 調査設計業務に係る履行期限

平成 30 年 3 月 31 日

イ 照明器具のリース業務に係る履行期間

平成 30 年 4 月～平成 42 年 3 月 31 日

（ただし、リース期間は 10 年間を基本とし提案によって期間を短縮できる。また、交換工事期間についても 2 年を予定しているが、提案によって期間を短縮できる。）

調査設計業務	契約締結	平成 29 年 7 月
	調査設計期間	契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月まで
照明器具の リース業務	契約締結	平成 30 年 4 月
	交換工事期間	平成 32 年 3 月までを予定
	維持管理、効果検証期間	平成 32 年 4 月からを予定

ウ 全体スケジュール

内容	期限等
公示・募集要項の配付	平成 29 年 5 月 15 日 (月)
質問の受付期間 (22 日回答分)	平成 29 年 5 月 15 日(月)～平成 29 年 5 月 17 日(水)
説明会及びウォークスルー調査	平成 29 年 5 月 22 日 (月)
質問の受付期間 (HP の回答分)	平成 29 年 5 月 22 日(月)～平成 29 年 5 月 25 日(木)
質問の回答	平成 29 年 5 月 31 日 (水) 午後 5 時
参加表明書及び資格確認書類受付期間	平成 29 年 6 月 1 日 (木) ～平成 29 年 6 月 7 日 (水) 午後 5 時
資格確認結果、提案要請書通知	平成 29 年 6 月 13 日 (火)
提案書類受付期間	平成 29 年 6 月 14 日(水)～平成 29 年 6 月 30 日(金) 午後 5 時
審査(プレゼンテーション)実施	平成 29 年 7 月 7 日 (金)
審査結果通知	平成 29 年 7 月 12 日 (水) 予定
調査設計業務委託契約締結	平成 29 年 7 月
調査設計業務	平成 29 年 7 月～平成 30 年 3 月 31 日
リース料金額の概算見積もり期限	平成 29 年 9 月 30 日
リース料金の見積もり期限	平成 29 年 12 月 15 日
リース契約の締結	平成 30 年 4 月
リース開始日	交換工事終了後の翌月の初日から
リース期間	リース開始日から提案によるリース契約終了日まで

(8) 費用の上限額

ア 調査設計業務

9,487,800 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

プロポーザルの実施に当たり、本事業の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

イ 照明器具のリース業務

10 年間の電気料削減額の合計金額/120 月 (消費税及び地方消費税額を含む。)

2 応募資格要件

(1) 応募者

ア 応募者は、グループ (複数の企業の共同体) を構成して参加できることとし、事業役割を担う 1 者を選定する。

イ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

ウ 事業役割を担う者は、県との窓口になり応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続きを行い、それぞれの構成員は連帯して業務遂行の責を負うものとする。

なお、各構成員は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

また、構成員の変更は認めない。

エ 提案提出後において、事業運営を目的とした特定目的会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本県と協議した上で合意を得る必要がある。

なお、「応募時のグループの構成員」と「特定目的会社設立後の特定目的会社とそれ以外の企業からなるグループの構成員」は同一性があることとし、さらに特定目的会社への移行手続の際は、グループ全社の同意、及び本県の承諾のもとに設立し、事業を引き継がねばならないものとする。

また、特定目的会社は、応募当初の事業役割を担う者と同一性があることとする。

(2) 応募者の役割等

ア 応募者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

(ア) 事業役割：本県との契約等諸手続を行い事業遂行の責を負うもの。

(イ) 設計役割：調査設計に関する業務、監理に関する業務を全て実施するもの。

(ウ) 建設役割：建設に関する業務を全て実施するもの。

(エ) その他役割：維持管理や効果検証等を実施するもの。

イ 事業役割、設計役割、建設役割、その他役割を担う企業が異なる場合には、本県との契約時に適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について事前に本県の了承を得なければならない。

ウ 建設役割の構成企業のうち最低1社は、長野県内企業（※）で、かつ本県建設工事入札参加資格に登録されている企業が入るものとする。

※ 長野県内企業とは、長野県内に主たる営業所がある企業で法人の場合、事実上の本店所在地又は登記簿上の本店所在地が長野県内にある企業をいう。

エ 下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、長野県内業者で、かつ社会保険等（※）に加入している業者を優先するものとする。

※ 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、労働保険をいう。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次の全ての要件を満たす者であること。

ア 応募者は提案募集の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は提案内容についてエネルギー削減量及び削減金額を提案・計測・検証することができる者であること。

ウ 応募者はリース期間中、設備の維持管理及び効果検証を行うことができ、かつ、部品供給や代替照明器具の供給ができる者であること。

エ 設計役割を担う構成員は、次のいずれかの資格を有する者に本事業の設計を担当させること。

(ア) 建築設備士の資格を有し、電気設備工事の設計業務に5年以上の経験を有する者

(イ) 設備設計一級建築士の資格を有する者

(ウ) 電気設備工事の設計業務に10年以上の経験を有する者

オ 建設役割を担う構成員は次によること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により電気工事に係る建設業の許可を有していること。

- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定による電気に係る監理技術者資格を持つ者が所属していること。
- (ウ) 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 28 年 9 月 29 日告示第 538 号）の規定に基づき電気工事において資格総合点数が 814 点以上であること。
- (エ) 建設年度において、長野県の建設工事入札参加資格を取得している者であること。

(4) 応募者の制限

次に掲げるものは、応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者であること。
- イ 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていること。
- ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていること。
- エ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者であること。
- オ 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては、県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していないこと。
- カ 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していないこと。

(5) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い・著作権

応募書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として応募書類・資料は返却しない。
また、本県は本提案募集以外の目的で応募書類・資料を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

なお、応募者の提出した書類・資料の著作権に関しては契約締結時点で本県に帰属するものとする。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

エ 本県からの提示資料の取扱い

本県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

特に図面については、複写は禁止し、提案後回収する。

オ 応募者の複数提案の禁止

応募者の構成員は、1つの提案しか行うことができない。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本県と協議を行い、本県がこれを認めたときはこの限りではない。

ク 提出書類の変更禁止

原則として、いったん提出した書類の変更はできない。

なお、提出された書類について参考資料を求めることがある。

ケ 提出書類の遅延禁止

提出書類の提出期限を順守すること。原則として遅延した書類は受理しない。

コ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は事業提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は事業提案書を無効とする。

3 事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「2 応募資格要件」で定める資格要件を満足する者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

照明 LED 化推進事業提案等審査委員会運営要領に基づき設置する照明 LED 化推進事業提案等審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により、選考過程を経て提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、および、2件程度の優秀提案を選定する。

なお、審査委員は、審査結果の公表時に併せて公表する。

(4) 調査、設計、実施計画策定業務委託

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、本県と調査、設計及び実施計画の策定等に係る契約を締結し、照明器具の調査、設計、交換計画等の策定に関する業務を行うものとする。

なお、交換計画等の策定は、提案の範囲内で県と協議して行うものとする。また、優秀提案をした者のうち点数の上位の者を次選交渉権者とする。

(5) 事業者の選定

本県は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合に照明器具のリース業務に係る契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者との協議を行うことがある。

(6) 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：長野県環境部環境エネルギー課環境管理係

住所：〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話：026-235-7209（ダイヤルイン）

FAX：026-235-7491

ホームページ：<http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kankyoene/index.html>

4 提案募集の手続き

(1) 募集要項の配付

募集要項は、本県のホームページに掲載する他、前記の事務局においても配付する。

(2) 募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行う。

ア 質問の方法

質問は、1問につき質問書（様式第1号）1枚を使用し、前記の事務局に持参、郵送、電子メール又はFAXで提出すること。なお、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用する。

電話、口答では受け付けない。

また、必ず、事務局へ到着を確認すること。

イ 受付期間

平成29年5月15日（月）～平成29年5月17日（水）（必着）

持参の場合の受付時間は、午前9時から12時まで及び午後1時から5時まで

ウ 回答

回答は、説明会において文書で配付するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 説明会の開催（参加表明及び提案を行う場合は必ず参加すること）

参加表明書受付期間の前に、本募集要項に関する説明会を開催する。

説明会への参加希望者は、平成29年5月18日（木）午後5時までに企業名・参加人数を郵送又はFAXで事務局に連絡すること（必着）。書式は自由とする。

なお、参加者数によっては、1企業からの参加者数の調整を行うことがある。

また、説明会では、本募集要項等の再交付は行わない。

ア 日時

平成29年5月22日（月）午後1時30分から2時30分まで

イ 場所

（施設名）飯山警察署

（住所）長野県飯山市南町6-1

(4) 現場ウォークスルー調査（参加表明及び提案を行う場合は必ず参加すること）

応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を実施する。

ア 日時

平成29年5月22日（月）午後2時30分から4時まで

イ 場所

(施設名) 飯山警察署

(住所) 長野県飯山市南町 6-1

ウ 内容

現地視察および資料説明

エ 質問の方法

質問は、1 問につき質問書(様式第 1 号) 1 枚を使用し、前記の事務局に持参、郵送、電子メールまたは FAX で提出すること。なお、複数の質問がある場合には様式をコピーして使用する。

電話、口頭では受け付けない。

また、必ず、事務局へ到着を確認すること。

オ 質問の受付期間

平成 29 年 5 月 22 日(月) ~ 平成 29 年 5 月 25 日(木) (必着)

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 5 時まで

カ 質問の回答

ウォークスルー調査実施により出された質問に対する回答は、平成 29 年 5 月 31 日(水)に、本県のホームページで公表する。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(5) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

平成 29 年 6 月 1 日(木) ~ 平成 29 年 6 月 7 日(水)

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 5 時まで

イ 受付場所

(事務局) 長野県環境部環境エネルギー課環境管理係

(住所) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

(電話) 026-235-7209 (ダイヤルイン)

ウ 提出書類

「11 参加表明時提出書類・作成要領 (P14)」による。

(6) 資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は、平成 29 年 6 月 13 日(火)に本県から応募者に郵送及び電話により通知する。

また、資格が確認された場合は併せて提案要請書を送付する。

なお、資格確認の基準日は、平成 29 年 6 月 8 日(木)とする。

(7) 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、調査結果及び本県が提供する「13 配付資料 (P18)」に示す資料を基に「12 提案提出書類・作成要領 (P16)」に従い、提案提出書類を作成し、持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

平成 29 年 6 月 14 日(水)～平成 29 年 6 月 30 日(金)

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 5 時まで

イ 受付場所

(事務局) 長野県環境部環境エネルギー課環境管理係

(住 所) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

(電 話) 026-235-7209

ウ 提出書類

「12 提案提出書類・作成要領 (P16)」によるものとする。

(8) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届(様式第 7 号)を 1 部、事務局に持参又は郵送で提出すること。

5 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、提案提出書類を作成するものとする。

(1) 提案の前提条件

ア 本事業の提案に当たっては、リース期間中に、LED に交換することにより削減できる電気料がリース業務に要する費用を上回る場合、これに該当する照明器具はすべて交換することとし、リース料の総額及び調査設計費用合計額の 1 円当たりの消費電力の削減量を最大化すること。

イ リース期間中に支払うリース料の総額及び調査設計業務の受託料の合計額は、LED 化により削減される電気料金合計額を下回ること。また、各年のリース料の額は当該年度に削減される電気料金の合計額を下回ること。

ウ リース料の算定に当たっては、使用時間を考慮し、リース期間内のランプの交換を見込むこと。

エ リース期間中は、電気消費量削減見込みを達成しているか検証し、報告することとし、達成できていない場合は、速やかに追加の省エネルギー対策を施し、削減予定量を確保すること。

オ 自然光を取り入れるなど省エネルギー効果を考慮した照明器具を選定すること。なお、リース期間中、既存の照明器具相当の光束を確保すること。

カ 契約期間満了後の機器の取り扱いについては協議する。なお、本県が契約期間終了後においても継続使用を申し出た場合は、無償譲渡を認めること。

キ 照明器具の選定に当たっては、種類を減らすなど規格の統一化を検討すること。

(2) 事業の遂行

ア 平成 32 年 3 月末日までに試運転調整を含む交換工事等を完成させ、平成 32 年 4 月 1 日からリースサービスを提供すること。

イ 「1 業務の概要 (5) 企画提案を求める具体的内容項目 (P1)」に示す業務を確実に行うこと。

(3) 事業資金計画等

- ア 調査設計業務については、委託契約を締結し、契約書に示す所定の期日までに支払いを行う。
- イ 次年度以降は、地方自治法第 214 条の規定により、債務負担行為を設定し、本事業に必要な費用は、交換工事終了後リース料金としてリース契約期間にわたり毎年支払うものとする。
- ウ リース開始が年度の途中からとなる場合の支払いについては、本県と協議の上定める。

(4) ベースラインの設定

ア 提案時におけるベースライン

本事業のベースラインは別添「ベースライン計算書」とおりとする。但し、妥当な計算方法を明示した上で、独自に算出したベースラインによる計算を提案書に併記することができるものとする。

イ 調査設計業務後におけるベースライン

優先交渉権者は、調査設計業務をもとにした照明器具の LED 化計画の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとする。その際は、稼働率、施設の使用法、エネルギー単価の変化等（以下「ベースライン変動要因」という。）によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、本県と合意する必要がある。

(5) 設計・施工に関する事項

別添「照明器具データ一覧表」を参考に、交換工事、省エネ効果、リース料金、電気量削減額、計測・検証手法を示す技術提案書を作成すること。

6 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

提案の審査は、以下の要領で行う。なお、詳細は別途提示する照明 LED 化推進事業提案等審査要領による。

審査委員会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理指針」などから、総合的に提案書の審査を行う。

ア 参加表明書及び提案書を提出した者からのプレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションに当たっては、飯山警察署の事業計画について説明を行い、その後全体の概要説明をすること。この場合において、間接照明の必要性、必要なものについてはその間接照明の望ましい使用方法に関する提案を行うこと。

（日 時）平成 29 年 7 月 7 日（金）

（場 所）長野県庁西庁舎 108 号会議室

イ 提案の中から最も適格とされる最優秀提案を 1 件、および、2 件程度の優秀提案を選定する。

ウ 最優秀提案者を事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

(2) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、文書で通知するものとする。電話等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果を講評としてまとめ、本県のホームページで公表する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 期限までに書類が提出されない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本要項に違反すると認められる場合

7 契約に関する事項（別添「委託契約書」及び「賃貸借契約書」のとおり）

(1) 調査設計業務

ア 契約の手順

本県と最優秀交渉権者は、本事業のうち調査設計業務の委託契約を締結する。

イ 調査設計業務の締結時期

平成 29 年 7 月（予定）

ウ 1(5)ア「調査設計業務」に記載した事項

(2) 照明器具のリース業務

ア 契約の手順

本県と優先交渉権者は、協議が整い、長野県議会において本事業のうちリースに係る予算が可決された場合、リース契約締結のための手続きを行う。

イ リース契約の締結時期

平成 30 年 4 月（予定）

ウ 契約の概要

募集要項、事業計画書に基づき、随意契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき照明器具のリース業務の内容や支払方法などを定めるものとする。

また、本県と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法および時期等について明記するものとする。

8 調査設計業務に関する事項

(1) 維持管理

事業者は、交換した照明器具の維持管理方法について、本県との協議で承諾された「維持管理計画書」を作成するものとする。

本県は、善良なる管理者の注意義務をもって、その維持管理方針に則り、維持管理を行うものとする。

(2) 効果・検証

事業者は、提案により示した電気消費量削減量が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証計画書を本県に提示し、リース契約期間中において、照明器具の計測・検証を行うものとする。

(3) 事業計画書

優先交渉権者は、前記の 5、8(1)、8(2)を踏まえた事業計画書を作成するものとする。提案書と事業計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがある。

なお、事業計画書には、次の表に示す項目を含めるものとする。

また、本県が承認した事業計画書等に疑義が生じた場合には、本県と事業者の両方で誠意を持って協議するものとする。

名称		内容
ア	計画総括内容	(1) 交換箇所及び交換内容一覧
		(2) 消費電力量及び電気料金の削減見込み一覧表 (電気料金単価については、策定に当たって県と協議すること。)
イ	技術計画	(1) 交換工事の内容 (工程表を含む。)
		(2) 環境への配慮事項
		(3) 工事中の対応 (安全管理計画等を含む。)
		(4) 契約終了後の対応
ウ	事業資金計画	本県の事業収支計画
エ	維持管理等	(1) 維持管理計画書
		(2) 緊急時対応
オ		計測・検証計画書
カ		照明器具交換予定図 (調光装置等を含む。)
キ		リース料金 (内訳含む。)

9 照明器具リース業務に関する事項

(1) リース料の支払いについて

ア リース料の内訳

リース料は照明器具の交換費用、維持管理費用及び計測検証費用で構成される。

なお、提案から契約までの期間中に、物価等について著しい変動が発生した場合には、本県と協議の上、額を見直すことができるものとする。

イ 事業費の支払い期間

照明器具交換費用は、すべての交換が終わった月の翌月から提案によるリース契約の終了月まで支払う。

ウ 支払方法 (リース料)

(ア) リース料は、各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、本県と優先交渉権者との協議によることを基本とする。なお、リース開始が年度の途中からとなる場合の支払いについては、本県と協議の上定める。

(イ) 事業者は、以下に示す条件に基づき適正にリース料を算定して、指定された期日までに本県に請求書を送付するものとする。

(ウ) 本県は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までにリース料を支払う。

(エ) 支払いは、本県の通常の方法によるものとし、この募集要項に定めのないものは、長野県財務規則によるものとする。

エ リース料に係る債権の取り扱い

リース料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。

ただし、あらかじめ本県の承認を受けたときはこの限りではない。

(2) リース開始前の維持管理について

事業者は、工事期間中からリース開始までの間については、施設運営に支障がないように維持管理するものとし、この際の維持管理に係る経費は、事業者の負担とする。

(3) 効果・検証結果の報告

事業者は、提案に基づき、効果・検証結果を県に報告をし、本県はそれを確認する。

(報告回数については別途協議する。)

(4) 保険について

照明器具の不具合が、故意又は過失による損害などの不可抗力によるもの以外の場合は、動産総合保険に加入し、事業者の責任において補修を行うものとする。

また、事業者は、照明器具について、工事期間中は自己の負担で保険に加入することとする。

10 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

ア 事業者は、事業計画書、募集要項、配付資料及びリース契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければならない。

イ 業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできない。

ウ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本県と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 本県と事業者との責任分担

ア 基本的考え方

応募者は、自身が持つ省エネルギーに関する知識とノウハウを最大限に発揮し、電気料金の削減や省エネルギーを図るための提案書を作成する。

提案書は、事業者選定の最大の根拠であるため、信頼性のあるものでなければならない。

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければならない。

ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができる。

イ 予想されるリスクと責任分担

本県と事業者の責任分担は、原則として別添の「照明 LED 化推進事業リスク分担表」(以下「分担表」という。)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

(ア) 優先交渉権者が調査設計業務実施後、リース契約の締結前に、提案書と事業計画書の内容が大きく乖離している場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、調査設計業務に係る委託料を請求できないものとする。

(イ) リース契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、リース契約書において定めるものとする。

エ 税制リスクに対する考え方

税制リスクの負担関係については、以下のとおりとする。

(ア) 消費税

消費税は、事業者が販売する物品・サービスの価格に含めて次々と転嫁され、最終的に物品・サービスを購入し、サービスの提供を受けるものが負担する税であるため、消費税に関するリスクはサービス料の支払い者である本県が負担するものとする。

(イ) 消費税以外の税

法人税等は、法人の企業活動によって得られる所得に対する課税であり、地域社会の費用を多数のもので負担するための本来的に事業者負担の税であるため、法人税等に関するリスクは事業者が負担するものとする。

(ウ) 税の新設

税の新設がなされた場合、当該新税がサービスを楽しむものが支払うべき税である場合には、サービス料の支払い者である本県が負担し、地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが支払うべき税である場合には、事業者が負担するものとする。これに該当しない場合は、本県及び事業者が協議の上負担するものとする。

11 参加表明時提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを2部提出すること。

ア 参加表明書（様式第2号）

イ グループ構成表（様式第3号）

ウ 履行保証書（様式第4号）

エ 印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）

オ 商業登記簿謄本（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）

カ 納税証明書（最新決算年度のもの）

キ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

ク 会社概要（A4判1部、様式第5号の1～第5号の3）

ケ LED照明リース事業実績一覧表（様式第6号）

コ 各資格者免許証の写し

サ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を有していることが確認できる書類の写し

シ 監理技術者免許証の写し

ス 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年9月29日告示第538号）の規定に基づき電気工事において資格総合点数が814点以上であることの証明

セ 入札参加資格の資格付与通知の写し

※ ア～コについては構成員全て、サ～セは建設役割が提出すること。

(2) 作成要領

ア 参加表明書（様式第 2 号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

イ グループ構成表（様式第 3 号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。

また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

ウ 履行保証書（様式第 4 号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

エ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。

オ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前 3 ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。

カ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各 1 通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

キ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

ク 会社概要

A4 判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを 1 部綴じたもの。

(ア) 設立年、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（書式自由）

(イ) 企業状況表（様式第 5 号の 1）

(ロ) 有資格技術職員内訳表（様式第 5 号の 2）

(ハ) 各役割の責任者業務実績表（様式第 5 号の 3）

その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

ケ LED 照明リース事業実績一覧表（様式第 6 号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

(ア) 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること

(イ) 発注者：発注者名を記入すること

(ロ) 受注形態：単独またはグループの別を記入すること

- (エ) 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（単位千円）
- (オ) 契約年月日：契約締結日を記入すること
- (カ) 契約期間：契約始期および終期を記入すること
- (キ) 施設概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること

コ 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表 1 名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

サ 監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

12 提案提出書類・作成要領

(1) 提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 15 部提出すること。

- ア 提案書提出届（様式第 8 号）
- イ 提案総括表（様式第 11 号）
- ウ 技術提案書（様式第 12 号の 1～第 12 号の 3）
- エ 事業資金計画書（様式第 13 号の 1～第 13 号の 5）
- オ 維持管理等提案書（様式第 14 号の 1～第 14 号の 4）

(2) 作成要領

ア 一般的事項

- (ア) 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとすること。なお、原則としてフォントは MS 明朝体 10.5 ポイントで統一すること。（様式第 10 号）
- (イ) 各提案書類には、各ページの下中央に(1)に記載の符号と通し番号をふるとともに、右下に本県が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載すること。（様式第 10 号）
- (ウ) 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。
- (エ) 提案書提出届（様式第 8 号）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に提案書表紙（様式第 9 号）をそれぞれ付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。
- (オ) エネルギーに関する換算値
エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行うこと。

エネルギー種別	一次エネルギー換算	二酸化炭素排出係数
電力	9.97 (MJ/kWh)	0.378 (kg-CO ₂ / kWh)

(3) 提案総括表

ア 提案項目一覧（様式第 11 号）

計算方法を明示した上で、消費電力量、一次エネルギー及び二酸化炭素排出量、年間削減予定額、リース料、単純回収年について記載すること。なお、警察署、交番等ごとに内訳を別に添付するこ

と。

(4) 技術提案書

ア 環境への配慮（様式第 12 号の 1）

ばいじん、騒音等の環境対策について、A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載すること。

イ 工事中の対応（様式第 12 号の 2）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項、品質管理、工事完了期限及び設備引渡しに関する内容について、A4 版 2 枚以内、かつ、2,000 字以内で記載すること。

ウ 契約終了後の対応（様式第 12 号の 3）

リース契約期間終了後の対応、照明器具の扱いについて、A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載すること。

(5) 事業資金計画書

ア 事業収支計画書（様式第 13 号の 1）

契約期間中における、本県の事業全体に関する収支計画を作成すること。

用紙は A3 版横書きとする。

イ 事業者収支計画書（様式第 13 号の 2）

リース契約期間中の事業収支（事業者分）について記載すること。

なお、リース事業終了時の設備の扱いについては、簿価並びに撤去費用を考慮しない方法で計算することとする。用紙は A3 版横書きとする。

ウ 資金計画書（様式第 13 号の 3）

資金調達に関する考え方、外部借入等の内訳、その他資金調達手法として検討している事項を記入すること。

エ 工事予算等経費計画書（様式第 13 号の 4）

初期投資に係る費用を記入のうえ、内訳を添付すること。

調査設計費には、事業計画書の作成費用も含める。

(6) 維持管理等提案書

ア 維持管理計画書（様式第 14 号の 1）

(ア) 維持管理計画

リース設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載すること。

(イ) 維持管理費

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

イ 計測・検証計画書（様式第 14 号の 2）

(ア) 省エネルギー効果の測定・検証方法

適切な計測・検証方法を示すこと。

(イ) 計測機器設置費

計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

(ウ) 計測・検証費

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

(エ) その他特記事項

コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば A4 版で記載すること。
(枚数の制限はない)

ウ 緊急時対応提案書（様式第 14 号の 3）

提案の安全性、信頼性、災害を含む緊急時対応方法の考え方について、A4 版 1 枚以内、かつ、1,000 字以内で記載すること。

13 配付資料

(1) 配付資料の内容

提案要請書と併せて応募者に送付される配付資料は次のとおりとする。

ア 警察署、交番等照明器具現状図面（警察署はすべて、交番はサンプル）

(2) 配付要領

上記の資料は、以下の要領で配付する。

ア 配付方法

提案要請を受けた応募者に、無償で配付する。

イ 配付場所

事務局にて直接配付する。

(3) 配付期間

平成 29 年 6 月 13 日(火)

受付時間は、午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 5 時まで

14 その他

この要項に定めることその他、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。